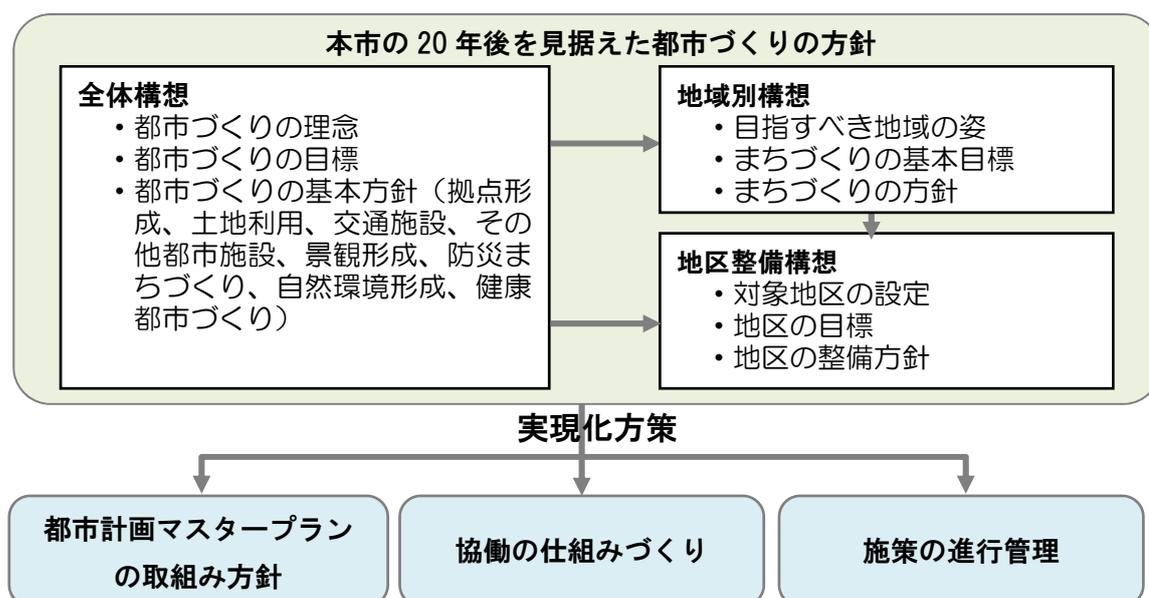


6 実現化方策（計画の実現に向けて）

6-1 実現化方策の概要

（1）実現化方策の概要

実現化方策は、「全体構想」及び「地域別構想」を実現するため、その実効性を高めるための具体的な取組みとして「都市計画マスタープランの取組方針」を示すとともに、「市民協働のための仕組みづくり」として、まちづくりに市民が主体となって参画するための体制づくりや、都市計画マスタープランの進捗を把握し適宜改善していくための「施策の進行管理」について示します。



6-2 都市計画マスタープランの取組方針

（1）都市計画マスタープランの取組方針

①都市計画制度等を活用した取組み・事業の推進

全体構想・地域別構想・地区整備構想の実現に向け、魅力的な都市拠点の形成、健全な市街地の創出、良好な田園環境・景観の保全等を図るため、地域地区等の土地利用規制・誘導施策、都市再生整備計画等を活用した地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりの推進など、諸課題に応じた的確な都市計画制度等の活用を図ります。

②他分野と連携した取組み・事業の推進

都市計画が主体となる取組みに加えて、本市を特徴付ける、産業・観光、景観、環境など都市計画以外の分野が主体となる取組みにおいても、本計画の方針に沿って必要に応じて働きかけをし、庁内で連携しながら効果的・効率的なまちづくりを進めます。

③目指すべき将来像の共有と協働によるまちづくりの推進

協働のまちづくりを進めるためには、目指すべき将来像などのまちづくりに関する方向性や制度などに対する市民の理解と協力が重要となります。

そのため、市のホームページや広報誌、パンフレットなどを活用し、まちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、市民などとの対話を重ねながら、市民のまちづくりに対する意識の醸成に努め、目指すべきまちづくりの実現に向けた取組みを進めます。

④関係機関との連携・協力

都市計画マスタープランの実現に向けては、市内の協力体制はもとより、国や県、近隣市町村との連携が重要となります。そのため、必要に応じて国・県・市町村などの関係機関との調整・連携を行い、計画の実現を図ります。

(2) 施策・事業展開のシナリオ

<短期>

短期的には、都市拠点における庁舎周辺や鶴川商店街における賑わい空間の形成を都市再生整備計画事業などを活用しながら進めていきます。また、大分空港周辺の産業拠点における産業立地の誘導を進めるため、産業拠点周辺における都市計画区域の指定や用途地域の指定などを検討していきます。

あわせて、各地域の特色を活かし、地域住民が日常的に利用しやすい生活拠点として、地域拠点及び地区拠点の形成を進めます。

これらにより、中長期的な都市づくりへ至る環境づくりを図っていきます。

- ・都市拠点形成に向けた都市再生整備計画の検討
- ・産業拠点周辺における地域地区の見直し
- ・地域拠点及び地区拠点の形成

<中長期>

中期的には、本市の地域資源を活かし、歴史文化交流拠点や観光・レクリエーション拠点における来訪者を受け入れるための整備を図り、拠点形成を進めるとともに、各都市拠点、地域拠点を繋ぐ公共交通網を強化し、都市の骨格を形成する道路網の構築を進めます。

また、少子高齢化が進行する状況においても、安心して暮らせるように、必要な都市施設の整備を推進します。

さらに、景観づくりの取組みを進め、観光や交流の活性化、本市に対する愛着や豊かな暮らしに結びつけ、快適に暮らし続けられる都市の創出に繋がります。

- ・来訪者を受け入れるための整備推進
- ・拠点間を繋ぐネットワークの強化
- ・安心して暮らせるための必要な都市施設の整備
- ・景観づくりの推進

6-3 協働のまちづくりの推進

(1) 協働のまちづくりの考え方

本市では、市民のまちづくり意識を向上させるために、総合計画に基づき、市民のコミュニティ意識の範囲での地域づくりを図っています。これまで本市では、行政区を地域単位として地域づくりを進めてきており、これに加え、急速な少子高齢化の進行、地域の歴史や文化、過疎対策等を背景とし、複数の行政区（地区公民館単位等）を横断的に振興する地域づくり体制の確立を進めています。

都市計画マスタープランの実行に向けては、総合計画で進めている地域づくり体制に準じるとともに、市民、事業者、教育・研究機関、行政等、それぞれの主体の役割を明らかにしたうえで、まちづくりの主体的な取組みと連携を促進します。

(2) 都市づくりの役割分担

①市民の役割

市民は、まちづくりの主役として、また、まちづくりの担い手として、自らが居住する地域への関心、地域活動への積極的な参画が求められます。

また、都市計画区域外においては、今後、都市計画区域の拡大などの検討を行っていく可能性があることから、将来を見据えた本市のまちづくりの方向性を理解していただき、行政等と協働して検討を進めていくことを求めます。

②事業者の役割

事業者は、事業活動等を通じて雇用創出や地域経済の活性化に貢献するとともに、地域づくりの一員として積極的なまちづくりへの参加・協力が求められます。

③教育・研究機関の役割

教育・研究機関に関しては、高い専門性や人材等を活用して、都市づくりに関する調査・研究、助言・指導、まちづくり活動への協力等により、本市のまちづくりに積極的に関与することが期待されます。

④行政の役割

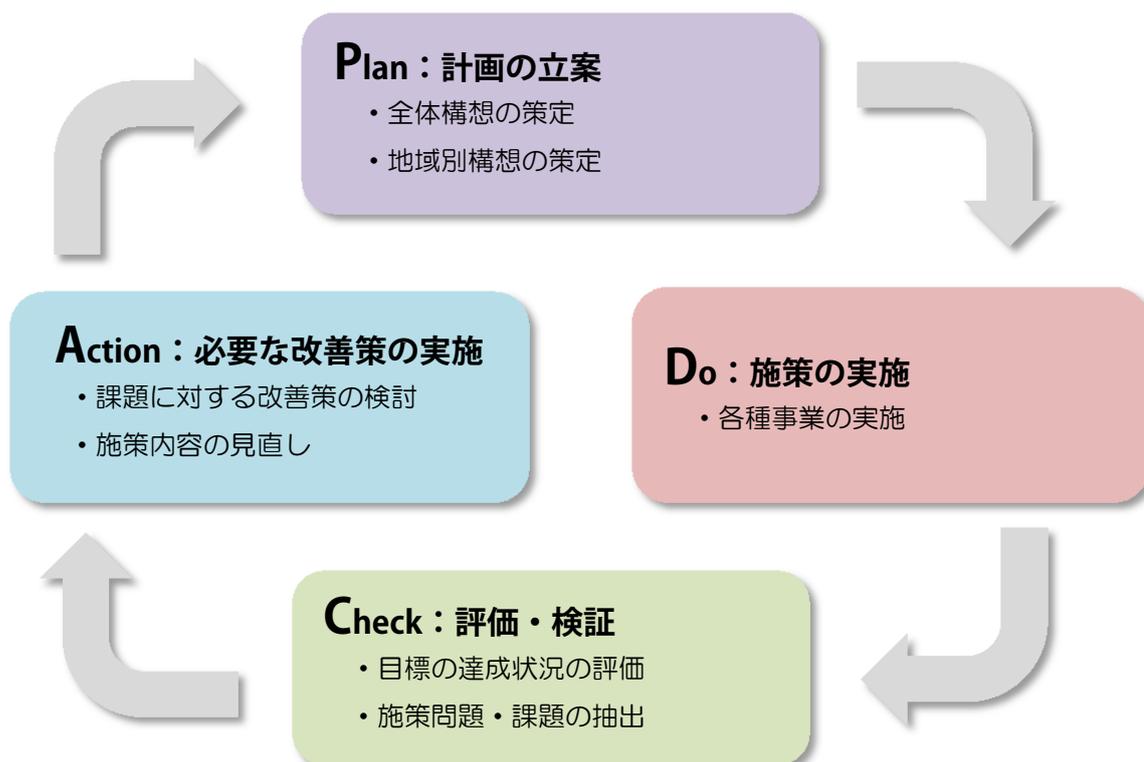
行政は、公共事業の主体的な事業者であり、都市計画マスタープランに位置付けられた指針に基づき、都市計画の決定や変更、地域地区の指定・見直し、都市施設等の整備の実施など、行政が担うべき役割を推進します。

また、本計画が都市計画の総合的な指針として機能するために、都市計画部門だけでなく、産業、観光、交通、文化など様々な関係部署と情報共有・連携を行いながら、横断的な庁内体制の構築を進めます。

6-4 施策の進行管理と見直し

(1) 施策の進行管理

都市計画マスタープランに基づく取組みを着実に推進するため、定期的な進行管理を行い、達成状況を明らかにするとともに、必要に応じて見直しを含む適切な改善を行う必要があります。そのため、計画（Plan）を実行（Do）に移し、その結果について評価（Check）を行い、施策を改善（Action）し、次の計画につなげていくためのPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。



(2) 計画の見直し

本計画は、都市の将来像である「悠久の歴史と豊富な自然に育まれ、健康で豊かな生活と多様な産業が展開する 魅力あふれるハイブリット都市『くにさき』」を実現するため、中長期的な方針を示しています。

しかし、人口減少・高齢化の進行や経済活動の動向などの本市を取り巻く社会経済情勢の変化や大分県都市計画区域マスタープラン、本市の総合計画などの上位計画の改訂などに対し、柔軟に対応していかなければなりません。

そのため、本計画がより実効性のあるものとなるように、必要に応じた見直しを行います。